

海南省小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療費助成事業実施要綱をここに
公布する。

令和5年3月23日

海南省長 神 出 政 巳

海南省告示第28号

海南省小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療費助成事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、小児・AYA世代のがん患者等ががん治療等の開始前に生殖機能を
温存し、妊孕性温存療法により凍結した検体を用いて生殖補助医療等（以下「
温存後生殖補助医療」という。）を受けることに要する費用の負担軽減を図るた
め、予算の範囲内において小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療費助成金
（以下「助成金」という。）を交付することに関し、海南省補助金等交付規則（
平成17年海南省規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の申請時点において市内に住所を有する者
- (2) 和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成事業実施要綱（
以下「県要綱」という。）による助成金（以下「県助成金」という。）の交
付決定を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、申請しようとする対象の治療期間と同一の治療期間
を対象とした他の市町村による温存後生殖補助医療に係る助成を既に受け、又は
受けられるときは、助成金の対象としない。

(助成対象費用)

第3条 助成対象費用は、県要綱第8条に規定する助成対象治療に要した費用のうち
県要綱第6条に規定する助成対象経費とする。

(助成上限額)

第4条 助成上限額は、1回の温存後生殖補助医療につき次の表に定める額（算出
した金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とする。

別表のC又はGの生殖補助医療	
1回の医療に要した費用が142,859円未満	0円

1回の医療に要した費用が142,859円以上 181,820円未満	医療に要した費用×0.7－100,000 円
1回の医療に要した費用が181,820円以上 250,000円未満	医療に要した費用×0.15
1回の医療に要した費用が250,000円以上	37,500円
別表の②のA、B、E又はFの生殖補助医療	
1回の医療に要した費用が357,145円未満	0円
1回の医療に要した費用が357,145円以上 415,000円未満	医療に要した費用×0.7－250,000 円
1回の医療に要した費用が415,000円以上	40,500円
別表の③④のA、B、E又はFの生殖補助医療	
1回の医療に要した費用が428,573円未満	0円
1回の医療に要した費用が428,573円以上 500,000円未満	医療に要した費用×0.7－300,000 円
1回の医療に要した費用が500,000円以上	50,000円

(助成回数の上限)

第5条 前条の規定による助成回数の上限は、次のいずれかに掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

- (1) 県助成金の交付決定を受けた温存後生殖補助医療を開始したときの妻の年齢
(以下この項において「助成基準年齢」という。)が40歳未満のとき 6回
- (2) 助成基準年齢が40歳以上のとき 3回

2 前項の規定にかかわらず、助成対象者が県要綱第8条第2項ただし書による助成回数の調整を受けているときは、同規定により調整された回数を助成回数とする。

(助成の申請)

第6条 助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、海南市小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療費助成金申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 和歌山県小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費等助成金交付決定通知書の写し
- (2) 和歌山県小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療実施証明書の写し
- (3) 医療機関が発行した助成対象費用の領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請者が助成対象費用を負担した日の属する年度内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により、当該年度内に申請できないと市長が認めるときは、当該負担した日の翌年度に申請できるものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書及び添付書類について審査し、助成の可否及び金額を決定し、海南市小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療費助成事業助成金交付決定通知書又は海南市小児・AYA世代がん患者等温存後生殖補助医療費助成事業助成金不交付決定通知書により通知し、及び交付を決定した申請者に対して助成金を支払う。

(実績報告の省略)

第8条 この助成金における実績報告の提出は、規則第12条ただし書の規定により省略する。

(証拠書類の保管)

第9条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る証拠書類を整備し、かつ、当該証拠書類を助成を受けた日の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正行為等により助成を受けた者があるときは、その者に既に支払われた助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(様式)

第11条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。